

# 障害者自立支援給付支払等システムについて

平成25年3月4日

社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

## 〔目次〕

1. システム関係の今後のスケジュール	3
2. 障害者総合支援法(平成25年4月施行)への対応について	5
3. その他の対応について	8
4. 平成25年4月インタフェース仕様書の主な変更点について	15
5. 平成25年4月以降の統計情報の変更点について	19
6. 給付支払等システムQ&Aについて	23
参考1. 障害者総合支援法の概要について	26
参考2. 処遇改善助成金の精算時期について	28

## 1. システム関係の今後のスケジュール

# 平成25年4月施行分等に係るシステム関係スケジュール

		2月			3月			4月			5月
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬
国	説明会等				★3/4合同担当者説明会 (平成25年4月施行システム対応等)						
	法律名の変更										
	障害者の範囲の見直し	★2/6 インターフェース仕様書の提示			留意事項通知 事務処理要領の提示			★施行			
	障害者に対する支援 (地域生活支援事業の追加)										
	サービス基盤の計画的整備										
	その他所要の措置の見直し										
	地域区分の見直し										
	新体系定着支援事業の終了							簡易入力システム リリース			
	報酬の算定要件等の点検追加							支払等システム リリース			
国保中央会	システム開発						★4/15 ベンダテスト			★4/22	
国保連合会							異動情報登録			1日～ 請求受付開始	
都道府県	システム開発						ベンダテスト 異動情報作成				
市町村	システム開発						異動情報作成				
障害福祉サービス等事業者	システム開発									1日～ 請求開始	

## 2. 障害者総合支援法(平成25年4月施行)への対応について

## (1) 法律名の変更について

### 【概要】

平成25年4月より、法律名が「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に変更となる。

### 【システムへの影響・対応】

#### I コード名称

- 事業所区分コード、補装具費支給レコードの受給者証番号種別に設定するコード名称が変更となるため、必要な対応をお願いしたい。

#### II 帳票関係

- 法律名が出力される帳票(高額障害福祉サービス等給付費関係の帳票等)については、システム改修等、必要な対応をお願いしたい。

## (2) 障害者の範囲の見直しについて

### 【概要】

障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）を追加し、障害福祉サービス等の対象とする。

### 【システムへの影響・対応】

#### I 台帳関係

- 「受給者異動／訂正連絡票情報（基本情報）」の障害区分コードにコードを追加する。
- 市町村等において「受給者異動／訂正連絡票情報」を作成し、国保連合会へ登録する必要があるが、そのためには市町村等においては、インタフェース仕様書等を参照し、適宜必要な対応をお願いしたい。
- 市町村等は、国保連合会において的確に点検処理がなされるよう、「受給者異動／訂正連絡票情報」の作成・国保連合会への登録に当たっては万全を期されるようお願いしたい。

※障害児支援の場合、「受給者異動／訂正連絡票情報」は「障害児支援受給者異動／訂正連絡票情報」に置き換える。

### 3. その他の対応について



## (1) 地域区分の見直しについて

### 【概要】

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定において、地域区分の見直しが行われ、平成27年度から完全施行となる。完全施行までの間(平成24年度から平成26年度まで)は、激変緩和のための経過措置を設けている。

### 【システムへの影響・対応】

#### I 台帳関係

- 地域区分が変更となる事業所については、事業所台帳情報(サービス情報)の地域区分コードの変更が必要となる。そのため、都道府県においては「事業所異動／訂正連絡票情報」を作成し、国保連合会へ登録する必要がある。
- 都道府県は、国保連合会において的確に点検処理がなされるよう、「事業所異動／訂正連絡票情報」の作成・国保連合会への提出に当たっては万全を期されるようお願いしたい。

※障害児支援の場合、「事業所異動／訂正連絡票情報」は「障害児施設異動／訂正連絡票情報」に置き換える

#### II 単位数単価

- 平成25年度の地域区分に対応した単位数単価を設定する必要がある。  
※支払等システム及び簡易入力システムは、今回のリリースで対応予定。
- 事業所においては、簡易入力システムの更新が必要となるため、インストール等の作業が発生する。

## (2)新体系定着支援事業の終了について

### 【概要】

平成24年4月に創設された新体系定着支援事業について、平成25年3月で終了となる。

### 【システムへの影響・対応】

#### I 台帳関係

- 「事業所異動／訂正連絡票情報(サービス情報)」のインタフェースの新体系定着支援事業を管理する項目について、異動年月日の年月が平成25年4月以降は設定不要となるため、平成25年4月以降の「事業所異動／訂正連絡票情報(サービス情報)」を国保連合会へ登録する場合は留意する必要がある。

※障害児支援の場合、「事業所異動／訂正連絡票情報」は「障害児施設異動／訂正連絡票情報」に置き換える。

#### II その他

- 特別対策費の精算時期は、平成25年12月支払分(11月請求分)までとしているので、必要な措置をお願いしたい。(参考2参照。)

### (3) 報酬の算定要件の点検追加について

#### 【概要】

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定において、各種加算を追加しているが、加算等にかかる事業所からの届出項目について、「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」の内容との整合性を図るため、事業所情報に加算を管理する項目の追加及び変更を行う。

#### <追加する項目>

- 延長支援加算の有無
- 移行準備支援体制加算(Ⅰ)の有無
- 移行準備支援体制加算(Ⅱ)の有無
- 共同生活介護夜間支援体制加算(Ⅱ)の有無
- 共同生活援助夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)の有無
- 宿泊型自立訓練夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)の有無

#### <変更する項目>

- 福祉専門職員配置等加算の有無に、「3:Ⅰ」「4:Ⅱ」の区分を追加(障害児施設情報も同様)

#### 【システムへの影響・対応】

##### I 台帳関係

- 「事業所異動／訂正連絡票情報(サービス情報)」のインタフェースに項目を追加する。
- 都道府県において「事業所異動／訂正連絡票情報」を作成し、国保連合会へ登録する必要があるが、そのためには都道府県において、インタフェース仕様書等を参照し、適宜必要な対応をお願いしたい。
- 国保連合会において的確に点検処理がなされるよう、「事業所異動／訂正連絡票情報」の作成・国保連合会への登録に当たっては万全を期されるようお願いしたい。  
※障害児支援の場合、「事業所異動／訂正連絡票情報」は「障害児施設異動／訂正連絡票情報」に置き換える。

## II 点検関係

- サービス提供年月が平成25年4月以降の事業所からの請求に対して、加算の算定要件に関する点検を実施する。
- 以下のエラーコードを追加し、「警告」とする。
  - ・PB28:※受付:福祉専門職員配置等加算の算定要件が一致しません
  - ・PB29:※受付:延長支援加算の算定要件を満たしていません
  - ・PB30:※受付:移行準備支援体制加算(Ⅰ)の算定要件を満たしていません
  - ・PB31:※受付:移行準備支援体制加算(Ⅱ)の算定要件を満たしていません
  - ・PB32:※受付:夜間支援体制加算(Ⅱ)の算定要件を満たしていません
  - ・PB33:※受付:夜間防災緊急時支援体制加算Ⅱの算定要件を満たしていません
  - ・PJ62:※受付:福祉専門職員配置等加算の算定要件が一致しません
  - ・PU16:※受付:移行準備支援体制加算(Ⅰ)対象外の事業所です
  - ・PU17:※受付:移行準備支援体制加算(Ⅱ)対象外の事業所です
  - ・PU18:※受付:夜間支援体制加算(Ⅱ)対象外の事業所です
  - ・PU19:※受付:夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)対象外の事業所です
  - ・PP63:※支給量:移行準備支援体制加算Ⅰの回数が実績記録と明細書で不一致
  - ・PP64:※支給量:移行準備支援体制加算Ⅱの回数が実績記録と明細書で不一致

## (4) 一体型指定共同生活介護事業所等に併設する短期入所の 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算について

### 【概要】

一体型指定共同生活介護事業所、または一体型指定共同生活援助事業所(以下、「一体型指定共同生活介護事業所等」という。)において、平成24年4月以降、短期入所サービスを実施しており、かつ福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の算定要件を満たしている場合、受給者の障害程度区分に応じ、1つの事業所で異なる加算率が適用される。

(参考)一体型指定共同生活介護事業所等で、短期入所サービスを提供した場合の福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の加算率

	算定内容	福祉・介護職員 処遇改善加算	福祉・介護職員 処遇改善特別加算
障害程度区分が「区分2」以上	「指定共同生活介護事業所において行った場合」の加算率	3.0%	1.0%
障害程度区分が「区分1」以下	「指定共同生活援助事業所において行った場合」の加算率	6.9%	2.3%

### 【システムへの影響・対応】

#### I 台帳関係

- 「事業所異動／訂正連絡票情報(サービス情報)」のインタフェースに「主たる事業所サービス種類コード2」を追加する。
- 短期入所サービスを提供する一体型指定共同生活介護事業所等について、都道府県において「事業所異動／訂正連絡票情報」を作成し、国保連合会へ登録する必要があるが、そのためには都道府県において、インタフェース仕様書等を参照し適宜必要な対応をお願いしたい。
- 都道府県は、国保連合会において的確に点検処理がなされるよう、「事業所異動／訂正連絡票情報」の作成・国保連合会への登録に当たっては万全を期されるようお願いしたい。

## (5) 障害児通所支援における異なる単位数単価での請求について

### 【概要】

児童発達支援及び放課後等デイサービスでは、主として重症心身障害児以外を受け入れる事業所と重症心身障害児を受け入れる事業所では、一単位の単価が異なる。

同一事業所で同一月に同一受給者に対して、上記の両方でサービスを提供した場合、異なる単位数単価での請求ができるように変更する。

### 【システムへの影響・対応】

#### I 請求明細書の記載方法

- 明細書情報(集計情報レコード)の集計欄分類番号にコードを追加する。

#### II その他

- 上記に該当する事業所において、異なる単位数単価での集計情報を作成するためには、簡易入力システムの更新が必要となるため、インストール等の作業が発生する。

## 4. 平成25年4月インタフェース仕様書の主な変更点について

## 平成25年4月インタフェース仕様書の主な変更点について

平成25年4月より施行される「障害者総合支援法への法律名の変更」、「障害者の範囲の見直し」等に伴い、各システム間のインタフェースについても所要の見直しを行う。

インタフェース仕様書の主な変更点は、以下のとおり。

### ■ 共通編

改正内容	情報名	改正内容に基づく対応
法律名の変更	全体	平成25年4月からの法律名の変更に伴い、以下を変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害者自立支援法」⇒「障害者総合支援法」</li> <li>・「障害者自立支援制度」⇒「障害者総合支援制度」</li> <li>・「障害者自立支援給付支払等システム」⇒「障害者総合支援給付支払等システム」</li> </ul>
	事業所区分コード	「事業所区分コード」について、以下を変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1:自立支援法(指定事業所)(GH・CH・相談支援事業所を除く)」 ⇒「1:総合支援法(指定事業所)(GH・CH・相談支援事業所を除く)」</li> <li>・「2:自立支援法(指定事業所)(GH・CH)」⇒「2:総合支援法(指定事業所)(GH・CH)」</li> <li>・「3:自立支援法(指定事業所)(相談支援事業所)」⇒「3:総合支援法(指定事業所)(相談支援事業所)」</li> <li>・「4:自立支援法(基準該当事業所)」⇒「4:総合支援法(基準該当事業所)」</li> </ul>
障害者の範囲の見直し	障害区分コード	障害区分コードに、「05:難病等対象者」を追加



## ■都道府県編

改正内容	情報名	改正内容に基づく対応
新体系定着支援事業の終了	都道府県等審査用資料情報 都道府県等審査結果資料情報 障害児給付費情報	「特別対策費」に関する項目について、サービス提供年月が平成25年4月以降設定しない旨の記載を追加
その他	事業所情報	「福祉専門職員配置等加算の有無」に、「3: I」及び「4: II」を追加
		一体型指定共同生活介護事業所等に併設する短期入所の福祉・介護職員処遇改善(特別)加算に対応するため、以下の項目を追加及び変更 ・「主たる事業所サービス種類コード2」を追加 ・「主たる事業所サービス種類コード」⇒「主たる事業所サービス種類コード1」に項目名を変更
		加算等の届出を管理するため、以下の項目を追加 ・「延長支援加算の有無」 ・「移行準備支援体制加算( I )の有無」 ・「移行準備支援体制加算( II )の有無」 ・「共同生活介護夜間支援体制加算( II )の有無」 ・「共同生活援助夜間防災・緊急時支援体制加算( II )の有無」 ・「宿泊型自立訓練夜間防災・緊急時支援体制加算( II )の有無」
	障害児施設情報	「福祉専門職員配置等加算の有無」に、「3: I」及び「4: II」を追加
	都道府県等審査用資料情報 障害児給付費情報	「集計欄分類番号」に、「6」及び「7」を追加

## ■市町村編

改正内容	情報名	改正内容に基づく対応
法律名の変更	給付実績交換情報	平成25年4月からの法律名の変更に伴い、補装具費支給レコードの「受給者証番号種別」について、以下を変更 ・「1:障害者自立支援法に基づく受給者証番号」⇒「1:障害者総合支援法に基づく受給者証番号」
新体系定着支援事業の終了	市町村審査用資料情報 市町村審査結果資料情報 都道府県等審査用資料情報 都道府県等審査結果資料情報 給付実績交換情報	「特別対策費」に関する項目について、サービス提供年月が平成25年4月以降設定しない旨の記載を追加
その他	都道府県等審査用資料情報 障害児給付費情報	「集計欄分類番号」に、「6」及び「7」を追加

## ■サービス事業所編

改正内容	情報名	改正内容に基づく対応
新体系定着支援事業の終了	介護給付費等請求書・明細書情報 障害児給付費等請求書・明細書情報	「特別対策費」に関する項目について、サービス提供年月が平成25年4月以降設定しない旨の記載を追加
その他	障害児給付費等明細書情報	「集計欄分類番号」に、「6」及び「7」を追加

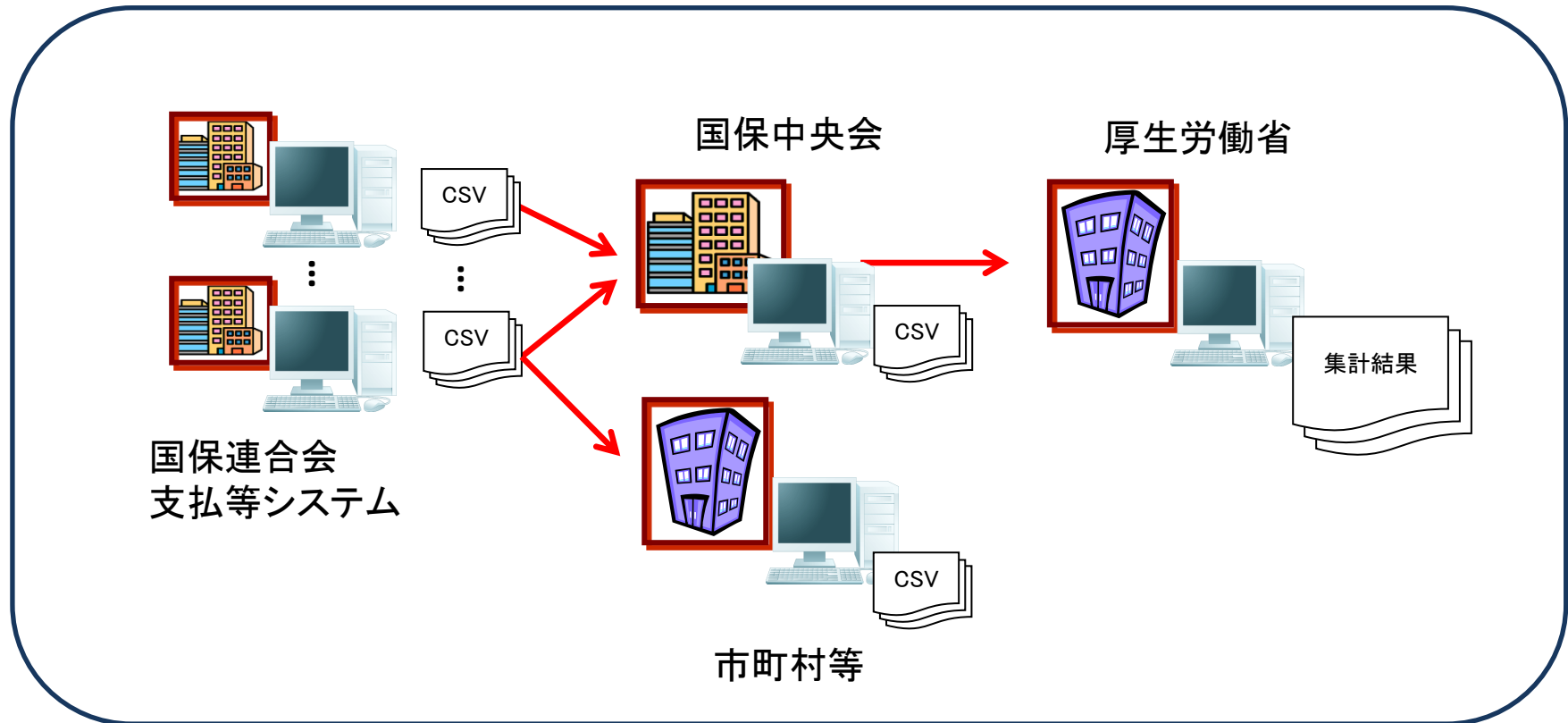
## 5. 平成25年4月以降の統計情報の変更点について

## 障害者総合支援法の施行に伴う統計業務の変更について

### 【統計業務の概要について】

全国の国保連合会で出力した都道府県ごとの統計情報(「障害者自立支援等実績データ」)は、国保中央会を経由し、厚生労働省で集約している。

また、統計業務を国保連合会に委託している市町村等へも提供されているところ。

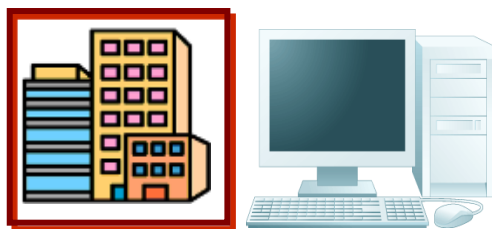


「障害者自立支援等実績データ」については、障害者自立支援及び障害児支援の現状を把握するため、27種類の統計情報を出力している。

## 【障害者自立支援等実績データの変更について】

「難病等対象者」の障害福祉サービス等の利用状況を把握するため、障害区分コードに「05:難病等対象者」を追加し、15種類の統計情報について変更を行う。

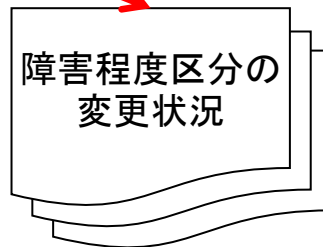
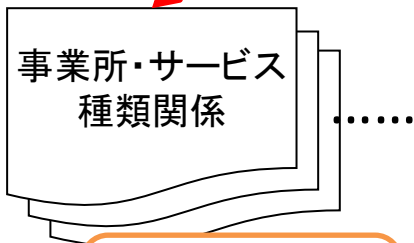
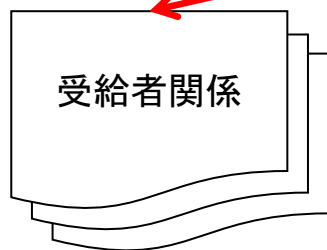
### 給付支払等システム



### 実績データ抽出処理

障害区分コードに「05:難病等対象者」を追加し、統計情報で抽出できるように変更を行う。

(統計情報の出力帳票)



「難病等対象者」の利用状況を把握できるようになる。

変更有り  
(15種類)

### 【変更対象ファイル】

#### 種類

受給者関係(障害福祉サービス)  
受給者関係(相談支援)  
受給者関係(地域相談支援)  
受給者関係(障害児支援)  
受給者関係(障害児相談支援)

事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)  
事業所・サービス種類関係(相談支援)  
事業所・サービス種類関係(地域相談支援)  
事業所・サービス種類関係(障害児支援)  
事業所・サービス種類関係(障害児相談支援)

支給決定情報集計(障害福祉サービス)  
支給決定情報集計(相談支援)  
支給決定情報集計(地域相談支援)  
支給決定情報集計(障害児支援)  
支給決定情報集計(障害児相談支援)

# 【変更後の出カイメージ(受給者関係)】

受給者関係(障害福祉サービス)

【平成〇年〇月サービス提供分】

【都道府県名】〇〇県

障害区分コード	所得区分コード	障害程度区分コード	障害程度区分補足	利用者数	18歳未満	18歳以上20歳未満	20歳以上30歳未満	30歳以上40歳未満	40歳以上50歳未満	50歳以上60歳未満	60歳以上65歳未満	65歳以上	介護保険対象者数	特定旧法受給者数	総費用額	給付費	利用者負担	高額サービス費	特別対策費	負担率	補足給付費			自治体助成費		
																					総額	(内訳)入所施設	(内訳)GH・CH			
01	01	01	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10000	9000	1000	100	100		100	0	100	0		
01	01	02	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	11000	9100	1100	200	110		11000	10000	1000	100		
01	01	03	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	12000	9200	1200	300	120		12000	0	12000	200		
01	01	21	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	13000	9300	1300	400	130		13000	10000	13000	300		
01	01	22	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	14000	9400	1400	500	140		14000	0	14000	400		
01	01	23	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	15000	9500	1500	600	150		15000	5000	10000	500		
01	01	24	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	16000	9600	1600	700	160		16000	0	16000	600		
01	01	25	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	17000	9700	1700	800	170		17000	10000	7000	700		
01	01	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		
01	02	03	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		
01	02	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		
04	99	01	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		
04	99	02	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		
04	99	03	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		
04	99	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		
04	99	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		
04	99	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		
04	99	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		
04	99	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		
04	99	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		
04	99	99																								
04	99	99																								
05	01																									
05	01	02																								
05	01	03																								
05	01	21																								
05	01	22																								
05	01	23																								
05	01	24																								
05	01	25																								
05	01	26																								
05	01	99	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		
05	01	99	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		
05	02	01																								
05	02	02																								
05	02	03																								
05	02	21																								
05	99	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		
05	99	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		
05	99	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		
05	99	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		
05	99	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		
05	99	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		
05	99	99	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		
05	99	99	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		

障害区分コード「05:難病等対象者」を追加。

## 6. 給付支払等システムQ&Aについて

No	区 分	質 問	回 答
1	障害者の範囲の見直し	<p>インタフェース仕様書(共通編)のコード一覧(14ページ)の項番5障害区分コードに「05:難病等対象者」が追加されたが、身体障害者で難病の場合、「01:身体障害者」、または「05:難病等対象者」のどちらを設定すればよいのか。</p>	<p>主たる障害種別を設定する。          なお、統計については、設定された障害種別に応じて集計されることとなる。</p>
2	その他	<p>インタフェース仕様書(市町村編)の受給者異動連絡票情報(支給決定情報)(18-1ページ)の※4に「なお、開始年月日の(日)は1日を設定し、終了年月日の(日)は、当該終了年月の末日を設定する。」が追記されたが、受給者異動連絡票情報(基本情報)の計画相談支援情報に有効期間(開始年月日及び終了年月日)を設定する項目があるが、そちらには記載がない。          基本情報と支給決定情報では、年月日の設定の考え方が異なるのか。</p>	<p>インタフェース仕様書(市町村編)の記載誤り。          受給者異動連絡票情報(基本情報)においても、同様の取扱いとなる。</p>



## 參考資料

# 地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日 成立、同6月27日 公布)

## 1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

## 2. 概要

### 1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

### 2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

### 3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

### 4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

### 5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

### 6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

## 3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

## 4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

# 障害者総合支援法の施行に関わる主な検討課題

## 1. 平成25年4月施行分

### 障害者の範囲への難病等の追加

難病等の範囲は、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会での議論を踏まえ、当面、市町村の補助事業（難病患者等居宅生活支援事業）の対象疾病と同じ範囲として施行（本年1月18日に対象疾患を定める政令を公布済み）。

## 2. 平成26年4月施行分

### 障害支援区分

平成24年度 約200市区町村の協力の下、障害程度区分の認定に関する詳しいデータを収集し、知的障害・精神障害の二次判定での引上げ要因の詳細な分析等を実施。

平成25年度 新たな調査項目による認定調査やこれに基づく障害支援区分の判定について、約100程度の市区町村でモデル事業を実施して、新たな判定式を確定。  
また、市区町村が使用する障害支援区分判定ソフトの開発や認定調査員マニュアルの改正も行う。

### 重度訪問介護の対象拡大

現行の重度の肢体不自由者に加え、重度の知的・精神障害者に対象を拡大予定。今後、事業者の指定基準や報酬の在り方等を検討。

### ケアホームのグループホームへの一元化

今後、事業者の指定基準や報酬の在り方等とともに、外部サービス利用規制の見直しやサテライト型住居の創設についても検討。併せて、附帯決議で指摘された小規模入所施設等を含む地域における障害者の居住の支援等の在り方についても検討。

## 3. 法施行後3年（平成28年4月）を目途とした見直し

→ 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方

→ 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方

手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通支援を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずることとされている。

## (参考2)

事 務 連 絡

平成24年3月30日

各都道府県障害福祉関係主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企 画 課  
障害福祉課

障害者自立支援対策臨時特例交付金による「福祉・介護人材の処遇改善事業」等に  
関して国保連へ支払事務を委託する場合の処理について

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、障害者自立支援対策臨時特例交付金による「福祉・介護人材の処遇改善事業」、  
「事業運営安定化事業」及び「移行時運営安定化事業」につきましては、平成24年3  
月までの事業であり、また、「福祉・介護人材の処遇改善事業」の国保連における事務処理  
については、平成24年7月までとしていたところです。

先日成立した第4次補正予算において特別対策事業を平成24年度までに延長したこと  
に伴い、その精算時期については、「障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領」の第  
2の(7)の①に「(略)ただし、平成24年度を超えて特別対策事業の精算等を行う必要  
がある場合は、平成25年12月末まで延長することができる」としたところです。

これに伴い、国保連に支払事務を委託している場合の「福祉・介護人材の処遇改善事  
業」、「事業運営安定化事業」及び「移行時運営安定化事業」の国保連の支払事務（過誤調  
整、月遅れ請求の処理）の実施については、平成25年12月支払分（11月請求分）ま  
でとしますので、ご遺漏なきようお願いいたします。

また、平成24年度の新規事業である「新体系定着支援事業」につきましても、国保  
連に支払事務の委託をできることとしておりますが、国保連における支払事務は平成25  
年12月支払分（11月請求分）までとしますので、御了知下さい。

そのため、当該事業の実施に関する国保連との委託契約については、必要に応じて、  
事業の追加や契約期間を延長する等の措置をお願いいたします。